

平成二十一年七月十日受領  
答弁第六三三三号

内閣衆質一七一第六三三三号

平成二十一年七月十日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣  
河村 建夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる飯塚事件に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる飯塚事件に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「死刑囚に対して、その者が死刑判決を受け、死刑が確定した日にちに従った順位が当てられているという事実」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。なお、法務省としては、それぞれの死刑確定者に係る死刑判決が確定した日については、把握している。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、先の答弁書（平成二十一年六月十九日内閣衆質一七一第五三二号）二から十三までについて述べたとおり、個々具体的な死刑執行に関する事項については、死刑を執行された者の氏名等を除き、明らかにしておらず、答弁を差し控えているところである。